

滋賀県河川管理パートナー公募要領

(目的)

第1条 滋賀県河川管理パートナー設置要領（以下「パートナー設置要領」という。）

第2条第2項の公募要領を定める。

(応募資格)

第2条 応募資格は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 年齢が満18歳以上の者。（公募をする対象年度の4月1日現在）
- (2) 担当区域のある管内に居住、勤務または通学している者。
- (3) パートナー設置要領第5条に掲げる業務（特に（2）の概ね月2回の河川巡視等）を実行できる活動力を有する者。
- (4) 公職にある者、公職の候補者もしくは公職の候補者になろうとする者および常勤の公務員以外の者。

(募集人数)

第3条 土木事務所長または土木事務所支所長が、河川管理パートナーの定数内で、地元市町の意向を踏まえ募集人数および公募に係る担当区域を定める。

(応募方法)

第4条 応募者は応募様式（別紙）に必要な事項を記入のうえ、郵送、FAX、電子メールまたは持参により提出する。なお、提出された応募書は返却しない。

(応募期間)

第5条 応募期間は、土木事務所長または土木事務所支所長が定める。

(応募先)

第6条 各土木事務所または土木事務所支所とする。

(選考結果の通知)

第7条 選考結果は、応募者本人に対し通知するものとする。

(書類の管理)

第8条 応募者のプライバシーを保護する観点から応募書は、すべて土木事務所管理調整課または土木事務所支所管理課において管理する。

付 則

この要領は、平成20年12月15日から施行する。

この要領は、平成22年12月15日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。